

I.事業の概要

1. 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者に対し、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としている。

生活困窮者の早期発見・把握をし、包括的に相談に応じることのできる窓口として、生活困窮者の抱えている複合的な課題を適切に評価・分析(アセスメント)したうえ、その課題を踏まえた支援計画(以下「プラン」という。)を策定、プランに沿って自立に向けた支援を行う。

なお、経済的な問題のみならず、複合的な課題を抱えている方など、生活困窮者を広く受け止めることが必要となるため、関係機関との連絡調整や支援状況の確認なども継続的に行う。

2. 事業の実施体制

本事業を実施するにあたり、「吹田市社会福祉協議会」と「社会福祉法人みなと寮」との共同事業体により事業を実施した。

相談窓口の設置場所

吹田市役所低層棟3階 312番 相談窓口

吹田市泉町1丁目3番40号 電話 06-6384-1350

業務の運営体制

相談支援機関として、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種で合計6名の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおり。

(1) 主任相談支援員

相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担う上で、地域福祉をはじめとする社会福祉全般に関して見識を有するとともに、管理者としての任務遂行能力を有する職員を常勤で1名配置した。

主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや、他の支援員の指導・育成を行うとともに、自らも相談支援を行った。

(2) 相談支援員

自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤換算で4名配置した。

相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相

談記録の管理やアウトリーチ（訪問支援等）を行った。

(3) 就労支援員

就労を希望する者に対して支援を実施するうえで、必要な知識及び経験のある職員を1名配置した。

就労支援員は、就労を希望する者に対してアセスメントの段階から関与し、相談支援員と協働で本人と相談しながらプラン作成を行い、ハローワーク等と連携しながらプランに沿った就労支援を行った。

Ⅱ．業務内容

1. 生活困窮者の自立と尊厳の確保を実現する為の包括的な相談支援体制の構築

①業務の目的

生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。相談内容（当センターで継続支援を行う、他制度の相談窓口等へつなぐ等）によっては、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上でプランを策定する。必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的、継続的に支えていく。

②業務実績

生活困窮者の相談について、現に経済的困窮に陥っている人に限定せず、包括的・予防的な観点から幅広い相談対応を実施した。状況の把握は口頭確認をベースにしていくが、正確さが懸念される場合は、一緒に該当書類の確認や、対象窓口への同行支援も行った。

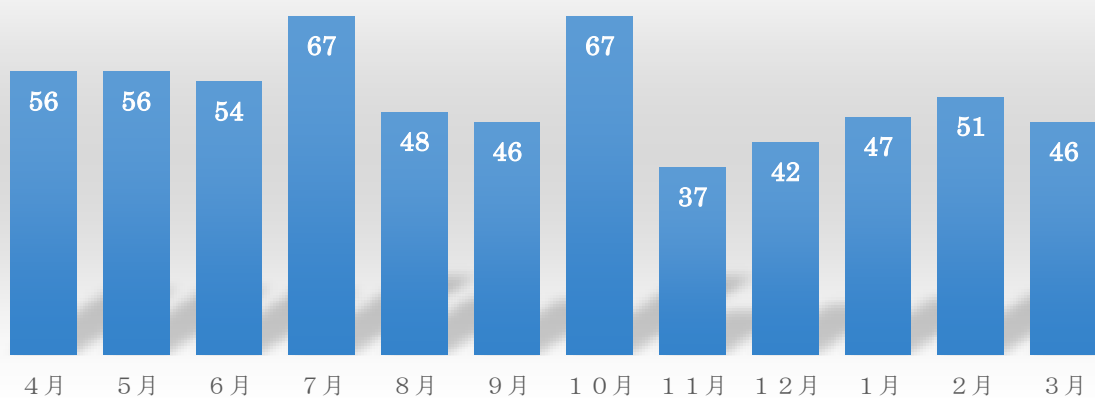
新規相談受付件数は前年より少し減った一方、伴走支援が必要な相談者は増えている印象がある。住まいの喪失により居住生活支援事業（シェルター）を利用するケースも一定数存在した。必要に応じて生活保護制度に繋いでいるが、生活保護基準を僅かに上回る収入を得ているために生活が苦しいという相談者も少なくなかった。

60 歳以上の相談者が緩やかに増えている。本人からの相談だけでなく、地域包括支援センターや介護事業所など支援機関からの相談もあり、窓口対応とアウトリーチ対応を状況に合わせて行った。住まい相談には居住支援法人及び居住支援協議会との連携が、また金銭管理や意思決定に不安を覚える相談にはけんりサポートすいたとの連携が重要になった。他の年齢層からの相談も、仕事・生活（費）・子育て・債務・住まいなど多岐に渡り、現状把握と本人の意向確認をしながら当センターの事業や他機関・他制度に繋ぐことに努めた。

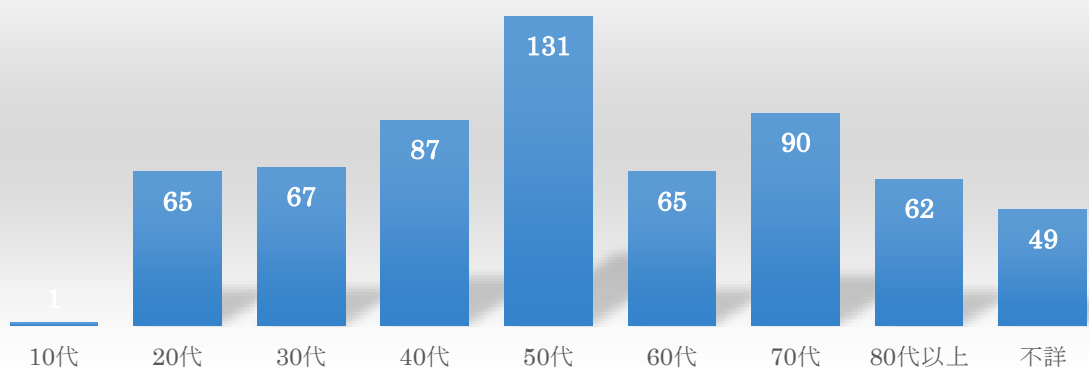
プラン策定は住居確保給付金や家計改善支援事業など法に基づく事業については必須とし、それ以外の内容については必要性に応じて作成した。支援方針の確認は支援調整会議にて協議するほか、日頃からセンター職員同士で意見

を聞き合いながら進め、課題の解決に向けて柔軟な対応と伴走支援を心掛けた。
令和6年度の相談状況(617件)は以下の通りである。

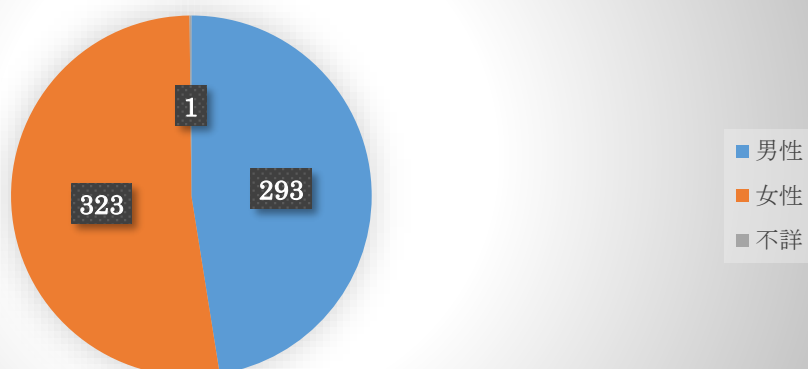
令和6年度 新規相談受付件数



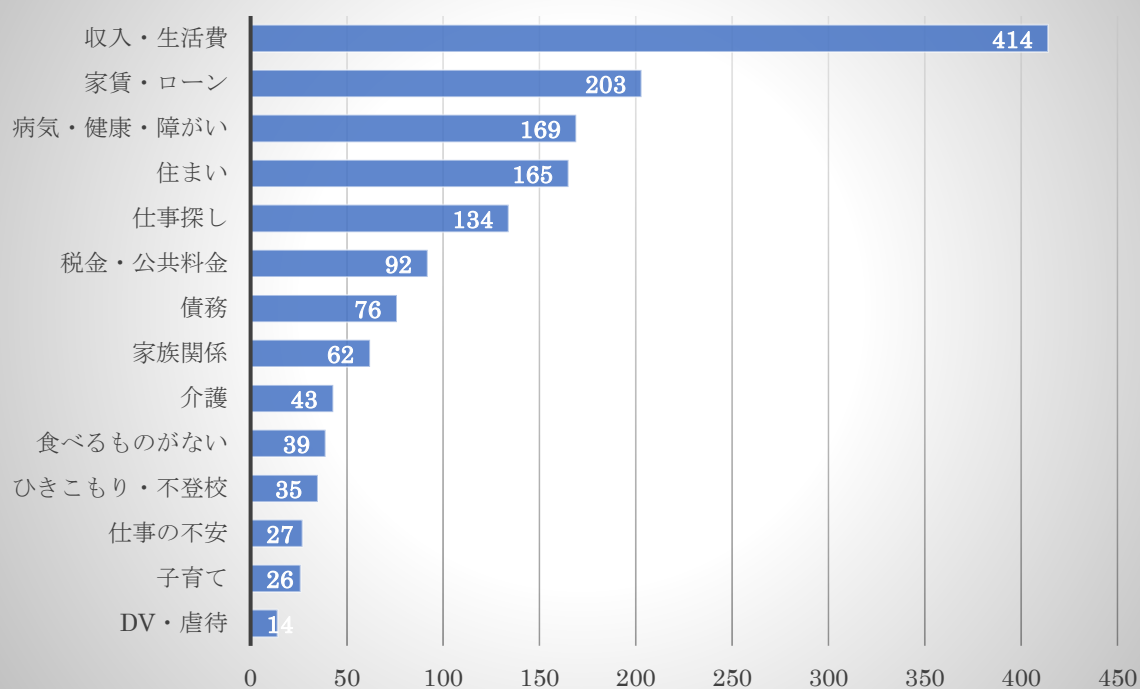
令和6年度 新規相談者の年齢比



令和6年度 新規相談者の性別比



令和6年度 相談内容別件数(複数回答可)



令和6年度 延べ支援実績数



2. 就労支援

①業務の目的

相談者の自立支援にあたっては、相談者の主体性を尊重し、就労支援が必要な相談者には、「ハローワーク」、「JOBナビすいた」、「吹田市就労準備支援事業」及び「認定就労訓練事業」を活用しながら自立相談支援機関においても必要に応じて連携した支援を行う。

②業務実績

求職活動が必要な相談者には、生活相談支援員が生活(家計)や体調状況を確認し、就労支援員が職歴から相談者の強みを見出し、(ハローワーク等)就労支援機関の職員と連携して就労活動を支援した。

「生活保護受給者等就労自立促進事業」は今年度 14 人が利用(新規・継続含む)しており、10 人が就職に結びついた。「就労準備支援事業」は今年度 3 人が利用(新規・継続含む)。1 人は就職し、1 人は障がい特性から家庭と就労の両立が難しいことに気づき、家庭で自分の役割を全うする道を選択した。「認定就労訓練事業」は 1 人が利用し、就職に繋がった。

住居確保給付金申請者に対しては、就労支援の両立を提案しているが、現状はまだ自身で活動したい傾向が強く、当センターへの報告時に就労に関する助言を行った。

今年度はひきこもり状態の家族に対する就労支援の相談も数件あったが、会えなかったり医療への理解が進まなかったり等、支援が難航した。

3. その他の事業

家計改善支援事業

①事業目的

相談者と共に世帯の家計を視覚化・全体把握し、見えてくる課題に対し、家計管理の提案を行う。相談者自身が家計管理能力を身に付けることが目標だが、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用が必要となれば、専門機関へ繋ぐ。

②業務実績

世帯若しくは個人が抱えている課題を家計表で明確化し、相談者がどの視点から家計を整えていきたいか(浪費、債務、やり繰り見直しなど)意向確認の上で、家計管理に関する助言・サポートや法律相談に繋げる支援を行った。

家計表を視覚化することで生活安定への一步として効果を発揮している一方で、現生活水準を変えることが難しい相談者も多い(変えることをしたくない場合や障がいの特性から難しい場合等)気持ちが固まるまで助言を伝えるケースや、疾病により金銭管理が難しく成年後見人制度を検討するケースが多かった。

それでも本事業で、自ら金銭管理能力を身につけた、債務整理を無事終えた相談者もいる。支援期間は年単位の相談者もいる。

子どもの学習・生活支援事業

①事業目的

家庭環境、学習面や個人能力など課題をもつ中学生が、自分のペースを大事にしながら、高校進学や社会性・協調性を育むことを目指す。学校や家庭の状況把握も大切であり、子育て支援部署や学校、SSW などとの連携にも取り組む。

②業務実績

高校進学と、高校進学後の見守り(高校中退防止)の2つの目標を掲げて、市内5ヵ所の公共施設、週2回、1回2時間程度で子供の学習状況に合わせた個別指導形式で開催した。

学習支援教室利用の世帯は、子どもの学習以外の課題を抱えていることもある。保護者からの相談は当センターで対応し、学習支援教室の受託事業者(株式会社キズキ)と情報共有・連携しながら円滑な支援になるよう努めた。SSWや家庭児童相談室が関わっている世帯は、各機関の役割を確認し合い、世帯支援の強化に努めた。

法律相談事業

①業務の目的

安定した生活基盤を整えるにあたり法律の専門知識が必要な方に対し、大阪弁護士会所属の担当弁護士2名に繋げ、支援を展開していく。必要に応じて家計改善支援事業を併用する。

②業務実績

毎月1回の定期相談では1～4名の相談者が利用する。その後、継続支援の必要性がある相談者に対しては、弁護士事務所への同行支援含め、担当弁護士と連携してサポートを実施した。臨時相談(電話相談、事務所訪問、出張相談)も必要に応じて依頼し、相談者が時間の経過で不利に陥らないよう対応した。

法律相談利用時は、家計改善支援事業においてプランを策定し、今後債務に陥らない生活をしていくための家計管理能力を身につけてもらうよう働きかけた。

4. 事業の周知

①業務の目的

事業内容や制度について、市生活福祉室と連携して市民や関係者等への周知に努め、周知にあたっては、多様な広報媒体の活用も提案する。当センターが主体となり、地域の関係機関等を対象とした勉強会を開催することで、事業内容や制度の周知に努めるとともに地域のネットワークづくりに貢献する。

②業務実績

今年度は7月に当部署の名称や場所が変更された。それに伴い各関係機関や庁内部署へ改めて当センターの役割や周知を行った。方法は各種会議参加時に周知の時間をつくる、当センターのリーフレットや活動事例集を改良し案内する等である。実績としては、ケアマネージャーや介護事業所関係者の連絡会、地区福祉委員会の会議、その他生活福祉室の新人研修が挙げられる。

5. 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

①業務の目的

複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制

構築や関係機関とのネットワークづくりを行うとともに、地域に不足する社会資源の開発に努める。とりわけ、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に関する検討は、市生活福祉室が主体となるため、市の方針を踏まえて業務にあたる。

②業務実績

これまで構築してきた関係機関とのネットワークを活かし、重層的なセーフティネットの構築に努めた。普段から会議などで職員同士顔を合わすことを心掛けており、相談しやすい関係の構築に努めている。

吹田市しあわせネットワーク連絡会では事例ケースの共有があった際に、社会資源について検討する機会があった。支援調整会議でも、ケースを通じて市生活福祉室と社会資源の検討・開発について話し合える体制を作っている。

6. 国または吹田市の調査・検討への協力

①業務の目的

本制度のより一層の発展に寄与することができるよう、調査・検討の依頼があれば協力する。

②業務実績

可能な限り、調査・検討の依頼に対して回答の協力を行った。

7. 自立相談支援事業従事者への研修

①業務の目的

国及び大阪府、吹田市等が行う自立相談支援事業従事者研修等には、可能な限り積極的に参加する。業務遂行にあたり、支援員の質の向上を図るため、必要不可欠な知識や技術の習得に努めるようにする。

②業務実績

生活困窮者自立支援制度人材養成研修(オンライン参加・オンデマンド動画視聴)の他、一般の研修(重層的支援体制整備事業について、ヤングケアラー、自殺対策、ひきこもり、中間的就労など)にも参加し、各相談員が必要に応じて技術向上に努めた。研修内容は、後日部署内で観覧している。

また月1回、みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議に参加。こちらも内容は、後日部署内で観覧している。

8. 事業の評価の実施

①業務の目的

体制評価(本業務に対するバックアップ体制等)、中間評価(事業計画書の実施状況等)、結果評価(国の示すKPI達成度、支援プランの評価実施における「支援の結果、見られた変化」など)の3つの観点を踏まえ、自己評価を実施のうえ、PDC Aサイクルを意識して常に改善に取り組むよう努める。

②業務実績

窓口業務におけるバックアップ体制は、受託事業者で常に対応できる体制は整えていたため、業務に支障は出なかった。

事業の運営や窓口の在り方は、主任相談支援員が事業計画書や吹田市の意向に沿いながら形作っていくことができた。

支援プランの評価実施については、概ね当初立てた目標が達成されている。目標に至らなかったプラン(生活保護を申請した、金銭管理が難しく成年後見制度を申立てた等)もあるが、支援経過において相談者の状況に応じて適切に制度へ繋ぐこととなった。

9. 積極的なアウトリーチ支援の実施

①事業の目的

相談窓口の運営以外に、相談者等の状況に応じアウトリーチを行い、必要な支援を届ける。

②業務実績

病院、地域包括支援センター、保健所など他機関からの依頼を受けて、一緒に相談者のもと(自宅、入院先、他部署)へ訪問する機会はある。相談者が来所できる状態であっても、住環境など生活状況の確認が必要と思われる場合は訪問にて対応した。

メールによる相談にも適切な返信を行うことで、来所に繋がった相談者もいた。ひきこもり状態の相談者に対しても自宅を訪問のうえ、支援に繋がってもらえるよう働きかけた。

Ⅲ. その他特色ある取り組み

1. 新型コロナウイルス感染症対策

窓口のガラス板設置やマスクの着用など、相談員の感染症対策を継続した。その効果もあり、業務は円滑に実施することができた。

2. 支援の質の向上と運営の効率化

主任相談支援員と相談支援員双方が、支援内容や部署内の意見などについて話し合える職場環境にあり、主任相談支援員を中心に円滑な運営ができていた。

3. 共同体の強みを活かした運営

生活困窮者支援において、2つの社会福祉法人が担う事業及び社会貢献事業は、相談者が抱える課題を解決していくために不可欠な社会資源であり、地域で安心できる生活に繋げていくため、当センターでは日々連携を取っている。運営する共同体母体とは日頃より連携し合える関係であり、共同体の強みを活かした運営ができている。

○吹田市社協が担う事業及び社会貢献事業

生活福祉資金貸付、けんりサポートすいた、施設連絡会(吹田しあわせネットワーク・生活困窮者レスキュー事業)、CSW によるアウトリーチ型支援等、緊急食糧支援 等

○みなと寮が担う事業及び社会貢献事業

就労準備支援事業、認定就労訓練事業、居住支援事業(シェルター事業)、無料低額宿泊所、居住支援協議会、ホームレス巡回事業 等

4. みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議における研修

月1回、みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議に参加。みなと寮が受託している大阪市(港区、淀川区、西区)の自立相談支援機関職員と、窓口の様子や事例ケースの共有・意見交換、相談員同士の相談(メンタルケア含む)などを行った。